

第 1 回府中市補助金等評価協議会要点記録

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

於 市役所第 3 委員会室

1 開催年月日 平成21年3月26日(月)

2 出席委員(4人)

会 長 菊 池 朝 子

副会長 殿 垣 英 一

委 員 河 北 勇 輔

委 員 由 木 辰 雄

3 欠席委員(1人)

委 員 堀 江 一 男

4 市側出席者

府中市長 野 口 忠 直

財政担当参事 島 崎 和 男

財政課主幹 田 中 肇

財政課主査 松 本 好 裕

第1回府中市補助金等評価協議会要点記録

午後2時00分 開会

○**財政課主幹** 皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、当協議会の事務局を担当しております、政策総務部財政課主幹の田中と申します。会長さんが決まるまでの間、議事の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、府中市補助金等評価協議会委員依頼状の伝達でございますが、本来であれば、市長から、委員の皆様お一人お一人にお渡しさせていただくところでございますが、皆様の前に依頼状を置かせていただいております。これをもちまして、依頼状の伝達に代えさせていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○**財政課主幹** それでは、次に、市長より、ご挨拶を申し上げます。

○**野口市長** このたび、皆様におかれましては、「府中市補助金等評価協議会」の委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。第一回目の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

世界的な経済状況悪化等の影響を受けまして、現在、多くの自治体が厳しい財政運営を強いられております。本市におきましても、市税の大幅な減収に加え、これまで本市の都市基盤整備に大きく貢献してまいりました競走事業についても、これまでのような収益が見込めないなど、大変厳しい状況となっております。

一方、子育て支援を始めとする福祉施策や、教育、環境、観光等の諸施策など、行政に対する需要は、今後、一層増大していくことが見込まれます。

このような中で、市民の皆様からお預かりいたしました貴重な税金を、より有効に活用していくためには、各施策について、常に評価・見直しを行っていく必要がございます。

これには、本市が、市民の皆様の自発的な活動の支援や経済的負担の軽減など、さまざまな目的で支出しております各種の補助金も例外ではございません。

そこで、本市では、平成16年度に市民参加の「府中市補助金検討協議会」を設置し、ここでまとめられました報告をもとに、「補助金等に関する見直し方針」を策定いたしました。また、この方針に基づきまして、平成17年度から20年度にかけまして職員で構成する「府中市補助金等審査委員会」により、既存補助金の見直しを行ってまいりました。

本協議会は、この見直し方針や、これに基づく評価、審査方法の妥当性などを評価いただき、さらに、今後の本市の補助金審査のあり方等について、ご提言をいただきたく皆様

にご協議をお願いするものでございます。

どうか、委員の皆様には、よりよい補助金制度を確立するために、貴重なご意見を賜りますよう重ねてお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課主幹　それでは、本日は、第1回目の集まりでございますので、レジュメにございますように、委員の皆様にご自己紹介をいただきまして、次に、会長の選出という順に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしとの声〕

○財政課主幹　それでは、これから、委員の皆様にご自己紹介をお願いするわけですが、自己紹介の順につきましては、皆様のお手元の資料2の委員名簿に従いまして、五十音順でお願いしたいと存じます。

〔委員自己紹介〕

〔職員自己紹介〕

○財政課主幹　それではレジュメに従いまして、会長さんの選出に移らせていただきます。なお、選出の方法ですが、当協議会の要綱では、委員さんによる互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

〔事務局一任との声〕

○財政課主幹　それでは、事務局といたしましては、菊池委員さんに会長職をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしとの声〕

〔菊池委員を会長に決定〕

〔菊池会長挨拶〕

○財政課主幹　それでは、会長さんが決定いたしましたので、本協議会において委員の皆様にご検討をお願いする「検討依頼書」を、市長から、会長さんにお渡ししたいと存じます。

〔検討依頼書伝達〕

○財政課主幹　それでは、ここから先の進行につきましては、会長さんをお願いしたいと存じます。会長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○菊池会長　それでは、早速ですが、皆様の忌憚のないご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

最初に、副会長の選出ですが、本協議会の要綱では、会長が指名することとなっておりますが、どなたか副会長をお引受けいただける方がいらっしゃいましたらお願いします。

〔立候補者なし〕

○菊池会長　立候補される方がいらっしゃらないようですので、事務局で、案がありま

したらお願いします。

○財政課主幹 先ほどは、学識経験者の方から会長さんをお願いいたしておりますので、できれば公募の方の中から副会長をお決めいただければと存じますが、いかがでしょうか。

〔殿垣委員との声〕

○菊池会長 殿垣委員さんとの声がありますが、いかがでしょうか。

〔異議なしとの声〕

〔殿垣委員を副会長に決定〕

〔殿垣副会長挨拶〕

○菊池会長 それでは、殿垣副会長さん、そして、委員の皆様とともに、先ほど市長から依頼を受けました事項、「府中市の補助金等に関する見直し方針と、これに基づく評価、審査方法の妥当性、及び、今後の補助金審査のあり方」につきまして、協議を進めてまいりたいと思いますので、皆様の忌憚のないご意見をお聞かせくださいますようよろしくお願いいたします。

○菊池会長 まず、「今後の会議の進め方」について、事務局から説明願います。

○財政課主幹 それでは、会議時間についての事務局案をご説明させていただきます。1回の会議につきましては、概ね2時間程度を予定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○菊池会長 それでは、会議時間については、事務局案のとおり、概ね2時間ということにいたしたいと思いますがよろしいですね。

○菊池会長 次に、会議の公開、傍聴、記録について、事務局より一括で説明願います。

○財政課主幹 それでは、説明をさせていただきます。

始めに、会議の公開についてですが、市の協議会、審議会等の会議につきましては、府中市情報公開条例により原則公開とされております。本協議会につきましても、公開とさせていただきたいと考えております。

公開の方法ですが、会議の開催日時・場所等を広報やホームページで周知し、傍聴希望者がある場合は、当日、直接会場にお越しいただき、先着順に受付をさせていただきたいと思います。なお、傍聴の定員につきましては、会場等の都合から、10名といたしたいと思います。また、当日の会議資料につきましては、傍聴者より希望がありました際には、お渡しをいたしたいと考えております。

なお、傍聴者に対する注意事項等を記載しました「傍聴規定」の案を作らせていただきましたので、ご確認をいただきましてご決定いただければと思います。

次に、会議の記録についてですが、発言者名の入りました「要点記録」を作成し、市役所の市政情報公開室やホームページ等で公開をいたしたいと考えております。

なお、会議録の作成から公開までのスケジュールですが、資料にもございますように、

まず、各回の会議終了後、事務局で会議録原稿を作成します。原稿が出来上がりましたら、委員の皆様にご自身の発言部分等をご確認いただきまして、訂正がある場合には、事務局までお申し出いただきたいと思います。

事務局は、これを踏まえまして、会議録の案を完成させ、次回の協議会において委員の皆様にご確認をいただいた後に公開をさせていただきたいと考えております。

なお、最終の会議録等、次回の協議会で委員の皆様にご確認をいただけない場合は、正副会長さんにご確認をお願いいたしまして、ご了承をいただいた後に公開いたしたいと考えております。

○菊池会長　ただ今、事務局から会議の傍聴、公開、記録について一括して説明を受けましたが、まず、会議の公開についてお諮りいたします。

今後の会議については、事務局から説明のありましたとおり、公開とすることによろしいですか。

〔異議なしとの声〕

○菊池会長　そのように決定いたします。

○菊池会長　次に、傍聴規定ですが、案のとおり決定することによろしいですか。

〔異議なしとの声〕

○菊池会長　そのように決定いたします。

○菊池会長　記録について先ほど説明がありましたが、会議終了後に、事務局で会議録原稿を作成し、それを各委員さんに目を通していただき、自身の発言等について訂正がある場合には連絡いただくということによろしいですか。

〔メール等で確認をしてはいかがかとの声あり〕

○財政課主幹　方法等につきましては、皆さんがよろしい形で対応させていただきたいと思います。

○菊池会長　それでは、いったんお送りいただいて、訂正等があれば事務局までメール等で連絡をいただき、次回までにそれを訂正いただくということによろしいですか。

〔会議録に発言者名を付すこと等について確認あり〕

○財政課主幹　会議録中の発言者名の記載ですが、一般的に、会議については公開を前提としておりまして、記録についても同様の趣旨でお願いできればと考えております。

○菊池会長　それでは、記録については、発言者名入りの要点記録ということによろしいですか。

〔了承との声あり〕

○菊池会長　ご了承をいただきましたので、記録については発表の段階で皆様に目を通していただき進めたいと思います。

○菊池会長　次に、今後の会議日程に入ります。事務局の案を説明願います。

○財政課主幹 今後の会議の開催日程につきましては、会長さんと事務局で調整をさせていただきまして、協議会の場で、次回の日程をお決めいただいた上で、委員の皆様にご通知をさせていただきたいと思います。

なお、次回の協議会につきましては、会場の都合もありますので、できれば4月27日午前10時から開催をさせていただければと思います。

○菊池会長 皆様のご都合はよろしいですか。

〔各委員了承〕

○菊池会長 それでは、今回は、4月27日、午前10時からとさせていただきます。

○菊池会長 次に、今後の会議内容についてご説明願います。

○財政課主幹 それでは、今後の会議内容について順次説明いたします。

各回の会議のご説明に入ります前に、各回で必要となります資料についてご説明させていただきます。

お手元に資料5、府中市の補助金等に関する見直し方針がございます。これを中心にお配りした資料についてご説明いたします。

補助金等に関する見直し方針につきましては、平成16年の府中市補助金検討協議会の報告を踏まえまして、平成17年に見直し方針を設定したものでございます。以下につきましては内容のポイントの部分をご説明申しあげたいと思います。

まず、1の目的ですが、これは、市民ニーズの変化に対しまして補助金の必要性、効果などを総点検し、必要に応じて見直しを行う、あるいは、市民の皆様の自主的な活動を促進するための補助金制度に見直すといったことを目的に方針を設定したものです。

次の、見直しの基本的考え方ですが、既存の補助金につきましては、基本的な考え方が4つございますが、文中にもございますように、対象事業を客観的視点で評価すること、それから、費用に対して効果が低下したもの、それと補助金等支出の積極的理由が薄れているもの、あるいは補助の目的や役割が達成されたもの、こういった4つのものについて見直しを行うということを基本的考え方として取り組んでまいりました。

また、期限設定による総点検、第三者評価機関による評価を定期的を実施すること等についても加えて基本的考え方としております。

次に3の見直しの方法でございますが、これについては、いくつかに分かれておりますが、まず(1)は、全ての補助金等の妥当性についてであります。

これは、府中市の行っております団体補助について、全てを対象に見直し方針の中で定めて審査をしてきたわけでございますが、団体補助金の全てといたしますのは、この見直し方針を定めました平成17年度の時点での全ての補助金でありまして、126件ございますが、これを全ての団体補助金としまして、審査をしたものです。

それを、4年間かけ、区分ごとに審査いたしまして、見直し結果につきましては4つの

区分ごとに結果がどうなったかということを資料7でお示ししております。

そこで、補助金等の妥当性についてですが、私どもが補助金の見直しをする際に、評価基準を作成して補助金の見直しに当たってまいりました。具体的には、ここに記載しております、公益性、公平性、効率性、自主性等でありまして、資料8に記載しております。

この資料8については、私どもの評価基準に基づき、126の補助金の1件1件について、所管の各課が左側に補助金の概要を記載する部分、それと、評価基準に沿って主管課が自ら評価する、こういった概要調書を作成しております。右側書いておりますとおり、公益性、公平性等の7つの項目に沿って各主管課がチェックをするということで進めてきているものであります。ちなみにその裏面をご覧くださいますと、評価基準の具体的な視点を定めておりまして、この視点に沿って各評価基準を主管課が評価をしているということで、これを見直し方針に定めた中で審査をしてきております。

それで、その評価書の審査の方法でございますが、大きくは、4つの点がございまして、府中市の副市長、部長、課長で構成しております「府中市補助金等審査委員会」というものがございまして、この委員会におきまして、継続交付すべきもの、減額交付すべきもの、廃止すべきもの、補助事業以外に見直すべきものに区分し、予算に反映するものとして、審査がなされました。

その結果に基づき、継続して交付するもの、継続するが見直しを検討するもの、継続するが減額を検討するもの、廃止を検討するもの、この4つの見直し結果が出てきているものでございます。

次に、(2)の見直しの区分でございますが、これにつきましては、アの高率補助金から、ウのその他の補助金まで分かれております。高率補助金につきましては、補助率が2分の1以上のものについて、内容を審査する中で、2分の1以下にするべき審査をしていくという趣旨で区分したものでございます。

また、長期間継続補助金につきましては、20年以上のものについて、30年以上のものと20年以上から30年未満のものの2つに分けてまして時代の変化などの観点から検証をするということで審査をしてまいりました。

また、ウのその他の補助金でございますが、その他の補助金につきましては、大きく3つに分かれております。少件数、これは、交付対象が少ないもの。それから、少額のもの。これは、額が少ないもの。そして、その他どこにも属さないもの。その他の補助金をこの3区分にいたしまして、それぞれ見直し方針に記載の趣旨に沿って審査を行ってきたものであります。

また、(3)の今後の補助金制度についても補助金の見直し方針では定めておりますが、ここで申しあげているのは、期限設定による総点検の実施ということで、目的達成度等の観点から総点検を実施することを定めております。

また、イの第三者評価機関の設置でございますが、これにつきましては、市の示す評価基準に基づき評価を依頼いたしまして、パブリックコメントを受けるということが書いてございます。今回皆様には、この見直し方針の第三者評価機関の設置に基づいてお願いをしているところでございます。

次に、ウの公募型補助金の導入でございますが、これにつきましては、既存の補助金を見直す中でその財源を有効に活用する、あるいは、市民活動をより推進するというこの中で導入を目標としてございまして、平成18年度から一部導入をしているところです。

最後、エにつきましては、情報公開の強化ということでございまして、補助金の対象事業の事後評価等につきましては原則として公開をしていくということを方針として定めてございます。

見直し方針とそれにあわせた評価方法、審査方法について関連の資料とあわせてご説明をいたしました。この審査をどのようにしたかということにつきましては、資料8のとおりに主管課が調書を作成いたしまして、資料9の審査基準に基づきまして府中市補助金等審査委員会が審査をいたしましたものでございます。その審査の結果が資料10に具体的に載っております。

以上が資料の説明でございますが、この126件を1件ずつ、市の審査したものについて妥当性があるかという形で皆さんにやっていただきますと、大変にボリュームのある作業になりますので、私どもでお願いしたいと考えておりますのは、検討依頼状の中でもお示ししておりますが、見直し方針、それから評価審査方法の妥当性、それと、今後の補助金審査のあり方についてという包括的なところをお願いしたいと考えてございます。

それで、この資料の中からサンプルとして、いくつかのケースを取り出しまして、その審査、評価の方法、あるいは審査結果の具体例を通しまして、お願いしております検討事項について検証していただければと思っているところでございます。

そこで、具体的にサンプルケースをどうするかということでございますけれども、資料7をご覧くださいますと、126件の見直しの結果が、4つの区分で記載してございます。私どもといたしましては、この区分ごとに、いくつかサンプルのケースをお示しいたしまして、そのサンプルケースを通じて、例えば、廃止するためのプロセスに客観性があったのか、妥当性があったのかなど、そういったことを検証していただく中で総じて見直し方針、あるいは評価調書の作成、審査の方法が全体として妥当性があるのかといったことについてご審議をいただければと考えているところでございます。

そうしたことが全体の趣旨でございます。そういう趣旨の中で、2回目から5回目までに分けまして、ただ今のことをご検討いただきたいと考えております。

2回目につきましては、見直し方針に基づく評価・審査方法の検証をしていただきたいと考えております。従いまして、私どもがサンプル抽出することをご了解いただければ、

それを事前送付させていただきまして、それを通して、評価調書あるいは審査方法の妥当性について、具体例を通してご検討をいただきたいと考えてございます。

3回目につきましては、2回目の手順を踏む中で、見直し方針は妥当なのか、不足なのかということについてご検討をいただきたいと考えております。

そして4回目については、審査のあり方の検討をしていただきたいと考えております。

評価方法、審査方法、見直し方法を検証していただいた上で、何が足りないのか、あるいは、これでいいかというようなことについて、総論として活発にご意見を賜ればと思っております。

そして、5回目につきましては、その報告書の取りまとめをお願いできればと思っております。

また、協議会と別に、5回目までの協議会を踏まえました報告書を市長の方へお渡しいただきたいと考えてございます。

従いまして、月に1度程度の会議でございますので、5回目までが7月いっぱいぐらいまでのスケジュールで行われるのではないかと思っております。

○菊池会長 ただ今までの説明の中で、ご質問、ご意見、補足説明が必要なことがありましたらお願いします。

○河北委員 ただ今お話を聞きまして、これだと、実質的には、6月までの中でまとめていかないといけないわけですね。そうしますと、冒頭の1回に2時間程度ということですと、まとめるのは会議だけでは難しいのではないかという気がします。以前、別の会議のときにも、各委員どうしてメールのやり取りを行いましたか、会議だけでは時間的に足りないものですから、やはりそういう方法にしないと、本当の内容の細かなことに踏み込んだものというのは作りにくいのではないかという気がします。現在の指針で問題なければいいのですが、そのへんは、それぞれの委員さんの考え方があるでしょうし、今の見直しの状況をつかんだ上で判断をしていかなければと考えます。補助金の額というのはかなりの額になっています。トータルで、それが、それぞれの中でどの程度あるのか、そういうものを踏まえ、一つの判断基準としていかなければいけない部分もあると思います。そうすると、2時間だけで、3回の会議でまとめていくというのは難しい気がします。

○菊池会長 ほかにご意見、ご質問はありますか。

○殿垣副会長 ただ今、資料等を配付いただいて、ご説明いただきましたが、これは、一市民としても大役だなと思っております。資料を持ち帰らせていただいて、よく熟読をさせていただきたいと思います。

○財政担当参事 事務局から補足させていただきますと、ただ今、お二人の委員さんがおっしゃいましたように、本日、お手元に配付させていただきました資料について、お目通しいただき、次回、具体的にサンプルを通して、皆様のご意見を伺いながら会議を進め

ていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○菊池会長　ただいまご説明がありましたが、これに関連して、必要な資料等がございましたらお願いします。

○財政課主幹　確認で申しあげますが、委員の皆様にご了承いただければ、サンプルにつきましては、次回までに、なるべく早めにお送りいたします。また、資料等のご要望がありましたら、あわせてお送りさせていただきたいと思っております。

○河北委員　資料の中に、類似した名称の補助金がありますが、そういったものが、なぜそのように分けて助成をしなければならないのかというのが少しわからない部分があります。本来的には、そういうものを一つ一つ見て、その是非についても判断したいという考えがありました。例えば、補助金以外のもので、手当など別のものとして交付があると思いますが、それらが何重にもあって、なおかつ補助金があるというのも、見直しの対象になるのではないかと思ったものですから、その辺を見た上でない見直し基準のこの方針の中にもそういったものを入れていく必要があるのかどうかというのが自分自身も疑問があったものですので、資料を詳しく見て、疑問に思うところをお聞きしながらやっていると到底時間が足りないと思ったものです。

○財政担当参事　ただ今のご質問ですが、資料8に主管課の説明等の資料がございますので、参考になるのではと思います。

○河北委員　先ほど、それぞれの調書があるということをお聞きしたものですから、一つ一つ自分でその部分を自分なりに精査して、この調書の結果と自分が同じ考え方ができるかどうかということについて見ていく必要があると思います。

その妥当性の中で、ある意味では、その指針といいますか、この方針に字句を加えたり、新たな項目を入れたりというのが出てくるのではないかと思っております。それで、とても時間が足りないと思いましたので、自分で疑問に思ったところをメール等で事務局なり、他の委員さんとやり取りをしたらと申しあげました。

○由木委員　一つ教えていただきたいのですが、これは、来年度の予算に向かってのお話ですね。

○財政課主幹　これ自体は、最終的には予算にはつながりますが、見直し方針に基づく見直しのあり方ということになりますので、現在、来年度の予算については、この見直し方針に沿って見直した結果で、主管課が決められたルールで積算をして、また、補助金等審査委員会で来年度予算の額の査定をしていくという切り分けになっております。

○由木委員　そうすると、日程的には、この日程でなければやむを得ないということですね。

○財政課主幹　来年度の予算に、いただいた意見に沿って見直しをさらに加えていくということであれば、この日程で7月ぐらいまでにご意見をいただくというのが必要な日程

になるのではないかと考えます。

○由木委員 先ほど他の委員さんがおっしゃっていた、重複している部分というのは、これを調べるときにグループ別に分けて、縦割りの行政の中で全部整理されていると思いますが、そうしますと、その部分を横断的に見ると重複している部分が出てくるのではないかと思います。このような作業はやっておりましたか。

○財政課主幹 それはやっております。

○由木委員 それからもう一点、この中に補助金ということで名称を使っていますが、これは、負担金、補助金、交付金、全部が対象になっているということで理解してよろしいですか。

○財政課主幹 ひとつ参考にご案内いたしますと、私どもの方で、補助金等と言っておりますが、交付規則というのがございまして、その中での補助金の定義がございまして。それにつきましては、「市が公益上必要がある場合において、市以外のものが行う事業に対して交付する補助金、交付金、利子給付金、その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの」という定義をしております。今回のものは、そのうちの団体に対するものが、17年度現在、全部で126件ということになります。

○由木委員 それから、すでに説明があったかもしれませんが、今まで見直しをしてこられた方法ですが、継続すべきものであるかという基準で見てきたと思います。これは、ゼロベースで、新たなスタートを切ったという方法とはっていないのですか。

○財政課主幹 基本的には、評価調書で主管課が評価をしまして、それを、継続して交付するもの、その中で減額、見直しすべきもの、そして廃止という判定区分により判定いたします。まず、廃止すべきものの判定となるには、さまざまな着眼点がございまして、例えば評価調書で評価点が7点のものというのがございまして。これは、資料8に主管課が各評価項目について評価点をつけるようになっておりますが、ここが7点ということであると、端的に申しあげてオール1ということになります。これでは交付している妥当性がないということで、7点であれば廃止というような基準となっております。

それから、継続して交付するかどうかという判断基準につきましては、例えば、最低条件である14点以上で、とあります。14点以上でないと、継続しないというのが基本的なスタンスでやっております。そのまま継続するかどうか、見直し、減額もせずに継続するものは14点以上のものというのが点数で言いますと、ここが分かれ目となっております。

それで、14点未満のものについては、減額に関する着眼点に該当するのであれば減額を検討する必要があるが、また、見直しに関する着眼点に該当になれば、見直しという判定区分という形で、着眼点で切り分けをしているということでございます。

○菊池会長 補助金の審査委員については、補助金と直接関係のない第三者も含めて構成されているのですか。やはり、身内に甘いのではという部分もありますので、その点に

についてお尋ねいたします。

○財政課主幹 この審査につきましては、府中市補助金等審査委員会というものがござい
ます。この委員会については、運営要綱の定めの中で、第1部会・第2部会と分かれて
おりまして、第1部会の委員については、副市長ほか7名の庁内の部長で組織されてお
ります。また、第2部会については、各部内で各課の調整役をする調整担当課長12名で構
成されております。第2部会で詳細の審議をした結果を、第1部会でその資料をもとに最
終的な決定をするというのが委員会の仕組みになっております。そこで、お尋ねの点につ
きましては、委員の該当の補助金の時には、審査委員から外れる形で対応しております。

○菊池会長 ありがとうございます。

○菊池会長 補助資料としてこれから作っていただきたいというものは、今のところご
ざいませんか。

○財政課主幹 もし、よろしければ、今回は、4月27日ということでございますので、
どこか一定の時点まで日を切っていただいて、そこまでに申し出いただいて、それで揃え
させていただくということも可能です。

○菊池会長 ほかに、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

○殿垣副会長 先ほどご説明いただいた中で、当協議会が答申をすべき項目について、
答申する資料としては、配付された資料を使うということによろしいですね。

○財政課主幹 私どもの見直し方針、評価方法、審査結果が、この、配付させていただ
きました資料ということになります。最低限がこの資料ということですので、必要な資料
があれば可能なものについてはご提供させていただきたいと思います。

○殿垣副会長 それについては理解しておりますが、まとめ方として、先ほどの説明の
ような趣旨でこの資料の中での中項目か大項目にして答申すればよろしいのかという意味
でご質問させていただきました。

やはり、これについては、キーワードのようなものを作ってやっていかないと先に進ま
ないと思います。今まで説明を受けてきまして、補助金というのは「きびしく・あたたか
く」というようなキーワードを使って、これを何かの形に使いたいと思いました。いずれ
にいたしましても、補助金については公費でして、やはり、厳しさもなければならない、
しかしながら、やはり温かいものもなければいけないという、この2つをキーワードとし
て、会長さんにこれから申しあげたいと思います。

○由木委員 少し、気がついたところがございます。これから第2回目、3回目等で協
議をしていくとは思いますが、今までの見直し方針の、見直しという部分について、この
目的のところを見ると、旗印が掲げられておりませんね。といいますのは、その必要性や
効果とか、分権型社会を見据えてというのはたしかにそうなのですが、この補助金の必要
性や効果の見直しというのは、常にそれをやっていかなければならないことであって、今

回見直すに当たって、これを目標に見直していくという旗印がないように思います。例えば、分権型社会を見据えてというのであれば、そこには必ず、例えば新たな公共ですとか、あるいは、新たな支え合いを目指す補助制度を作っていく、というような旗印がないために、方向を見失ってしまう恐れが出てくるのではないかと思います。

○殿垣副会長 私も、ヘッドラインが必要であると思います。

○由木委員 その、向かうべき旗印、目標というものがはっきりしていないといけないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○財政課主幹 今のご質問の具体的なお答えになっているかわかりませんが、2番の見直しの基本的な考え方のところが、委員さんがおっしゃっている部分についての市の旗印というものになるのではないかと私どもでは考えております。ここには4つ書いてございますが、そういうことで見直しをして、さらには市民活動がより活発になるような補助金も創設していくというようなところです。

○由木委員 たしかにそうですが、それは、施策の段階、中位目標の部分ですね、もっとその上のものがないといけないかなというところが感じられました。

○財政担当参事 そういうところも含めていいご意見があれば、お願いしたいと思います。

○由木委員 もう一つ、これは事務事業評価として作られたものですか、それとも補助金用のカルテとして作られたものですか。

○財政課主幹 この見直し方針に基づいて、独自に作ったものです。

○由木委員 独自に作られたものということですね。事務事業評価というのは別にあるのですか。

○財政課主幹 別にございます。

○由木委員 事務事業評価の中では、例えば事業そのものに対してのアウトカムとかアウトプットとか、そういったものはでてきておりますか。

○財政担当参事 事務事業評価ではアウトプットなりアウトカムで出すようになっています。この補助金については、事務事業としてやっておりますので、その括りの中にこれが入れば同じような形となります。

○由木委員 そうすると、その中には、例えば府中市の総合計画がございますね。その中で何を目指した事業なのか明確になってきているのですか。

○財政担当参事 事務事業評価では、全部明確になっております。

○由木委員 そうすると、それとこれとを突合しないと、この補助事業が総合計画の中でどこに位置づけられているのかというのは分からないのですね。

これは、事務事業評価としてじゃなくて、特別に作った補助金の見直しに当たってのカルテだということですね。

○財政担当参事　この21年度の予算書から、例えば補助金が、市の総合計画のどの施策と関係しているかというのを紐付けしました。そうした資料もあるとよろしいでしょうか。

○由木委員　資料というよりも、その評価ですとか、審査方法とか、そういったものを絡めた形でやっていかなければいけないという考え方ができてくるのではと思います。

○財政担当参事　まだ、この時代では、そこまでではなく個別です。ですから、見直し方針では、いわゆる一般的な事務事業評価をなぞって、あるいは、それを参考にしながら、個別に補助金についての評価の調書を作りながらやってきたところです。

○由木委員　平成16年からとおっしゃいましたから、まだまだ確立されていない時代ですね。

○財政担当参事　補助金の調書の中でも、当然、根拠となる条例・規則・要綱などはあるのですが、関係施策がどうなっているかというところについてはまだありません。

○殿垣副会長　先ほども説明がございましたけれども、今回協議をする内容は、あまり総括的な補助金のエリアに触れることなく、限定されているわけですね。

○財政課主幹　資料1に協議会の設置要綱がございます。ただ今、委員さんがおっしゃった部分については、この第2条のところが今回私どもでお願いをしているところになります。見直し方針のあり方、見直し方針に基づく評価・審査方法のあり方、これについて妥当性を審議していただいて、その結果とそれを踏まえた今後の補助金審査のあり方についての提言をいただくということでございまして、個々の補助金についての支出をすることの妥当性ということとは少し違ひまして、ここのところがお願いしている内容ということになります。

○菊池会長　少し方向性が見えてきた気がします。

○由木委員　確認しておきたいのが、この、団体に対する補助の関係ということで、その見直しなり、そのあり方を見ていくのですが、これをやるときに、その団体自体に対する調査等はしましたか。例えば、アンケート調査、あるいは、実績報告などで、その団体の予算・決算額に対してその補助額はどのくらいのウエイトを占めているのかなど、そういった資料はありますか。

○財政課主幹　それにつきましては、先ほど府中市補助金等審査委員会というものがあると申しあげましたが、そこが、毎年度の団体補助の予算額の査定を行う中で、各主管課が各団体から交付申請をしてもらう中で、今おっしゃったようなことを精査して、主管課が補助金審査委員会に出す形で、この見直し方針とは別の場面で毎年度繰り返しやっております。

○由木委員　そうすると、その補助金に対する依存度とかそういったものは出てきている訳ですね。

○財政課主幹 基本的にはございます。毎年度の当初予算の査定の資料という中で審査委員会の保存資料なり、主管課の資料なりということで、おっしゃるような資料がすべてあるかどうかはわかりませんが、考え方としてはそういうものを用意しながらやっております。

○菊池会長 本日のところは、具体的な話まではいかないので、持ち帰っていただいて検討いただき、その中で、必要な資料があれば個々に事務局にお申し出いただくということでもよろしいですか。

○財政課主幹 資料については、今後、開催の1週間程度前にはお送りさせていただければと思います。今回ですと15日までにご依頼いただいたものを、20日の週にはお送りして、それをご覧いただいて、27日にお越しいただくというような形でご了解いただければと思います。

サンプルについても、ご依頼いただいた資料とあわせて20日の週にお送りさせていただきたいと思います。

○菊池会長 会議の進め方については、よろしいですか。それでは次に、次回の開催日程ということですが、先ほどご説明がありました4月27日で確定をさせていただきます。

○菊池会長 次に、最後の、その他になりますが、先に事務局から何かありますか。

○財政課主幹 それでは、事務局よりご連絡させていただきます。本日配付させていただきました資料については、次回以降も使用させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○菊池会長 ほかに、委員さんから何かございますか。

○河北委員 自分自身が普段から疑問に思うのは、補助金と、例えば外部の団体に対する給付などがあると思いますが、本当はこれら両方をミックスして、補助金として必要なのかということを見直さなければいけない部分があるのではないかと思います。

これらを総合的なものとして、総合計画の究極的な目標として結び付けて判断する必要があるのではないかという気がします。

○由木委員 私が一番感じているのは、既得権化ということです。

現に先ほど見ていた中で、廃止した件数というのは非常に少ないと思います。そういった実際の中で、これからどのようにしていくかという点では非常に難しいと思います。

○河北委員 国からの補助、都からの補助、市からの補助と3つもらっているところもあるわけですね。そういうものが、これは単独で市だけの事業でやっています、この施設は都からも国からも、国や都の外郭団体からも補助金を受けていますという、そういう総合的なチェックが本来は必要だと思います。

○由木委員 それは事業ごとに財源を明らかにしないとわかりませんが、ある補助金を必要ではないと判断した場合に、それに対して都や国の補助がついていた場合、歳入その

ものを減額されてしまう恐れもありますので、一概にその補助金の効果だけで見られない部分もあると思います。

○河北委員　ですから、この補助金の指針のところで、例えば、国とか他の団体などから重複して補助を受けているかどうか、それが妥当性があるかというのも一つの考え方として入れる部分もあると思います。

○由木委員　一般財源で単独で補助している補助金というのは件数が少ないと思いますがいかがですか。

○財政課主幹　やはり国や東京都の関係するものも多いです。

○河北委員　その辺が難しいというのがあると思います。今度は逆に必要性がそこまであるのかというその辺の割り切り方だと思います。

○財政担当参事　東京都の補助の仕方として、都が5を出すから市も5を出して、あわせて10を出すという形で、市が交付をやめれば都も交付をしないということで、補助金がゼロになってしまうというものがあります。

○財政課主幹　障害者福祉の関係の作業所などでは、東京都に団体が申請をして認可を受ける。そして、認可を受けると、ルール上、国が何分のいくつ、都が何分のいくつ、おのずと市が何分のいくつという形で、認可に基づいて市の持分が絶対的に決まっているものもあり、この場合、ルールである市の持分を削れるかということ、まったく削る余地がないという、こういった補助金もございます。

○由木委員　地方分権が進んだといって権限と仕事が増えても、その財政面での縛りというのはまだまだであり、そのところはいかんともしがたいところです。

○菊池会長　本日は一回目でなかなかうまくいかない部分もありましたが、皆様のご協力によりまして、本日の会議を無事に終えることができました。次回は4月27日午前中ということですのでよろしくお願いいたします。

午後3時48分　散会

第1回府中市補助金等評価協議会

日時 平成21年3月26日 午後2時

場所 府中市役所西庁舎 第3委員会室

1 府中市補助金等評価協議会委員依頼状伝達

2 市長あいさつ

3 委員自己紹介

4 会長選出

5 検討事項の依頼

6 副会長選出

7 今後の会議の進め方

(1) 会議時間について

(2) 会議の公開、傍聴、記録について

(3) 今後の会議日程について

(4) 今後の会議内容について

8 次回（第2回協議会）の開催日程について

9 その他